

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を改正する告示案参照
条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）	1
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）（抄）	4
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第七十号）	6
○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年三月二十六日 内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号） （抄）	7
○防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令（平成二十年防衛省令第十一号）	9

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正）

第三十条 （略）

第三十一条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

「第一節 署名認証業務

第一款 署名用電子証明書（第三条

第二款 署名検証者等に対する署名

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書（

第二款 利用者証明検証者に対する

第三節 認証事務管理規程等（第三十

目次中 「第一節 電子証明書（第三条―第十六条）

第二節 署名検証者等に対する失効情報等の提供（第十七条―第十九条の三）」

を

―第十六条）

用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）

に、「第二十―第三十三条」を「第四十四条―第六十四条

第二十二―第三十五条）

利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六―第三十八条）

九条―第四十三条）

「第四章 指定認証機関（第三十四条―第五十四条）

に、 第五章 雑則（第五十五条―第六十条）

を 「第四章 雑則（第六十五条―第七十二条）

第五章 罰則（第七十三条―第七十九条）」に改める。

第六章 罰則（第六十一条―第六十六条）

第一条中「、電子署名」の下に「及び電子利用者証明」を加え、「地方公共団体の認証業務」を「地方公共団体情報システム機構（

以下「機構」という。）の認証業務」に、「電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名」を「電子署名及び電子利用者証明」に改める。

第二条第二項中「認証業務」を「署名認証業務」に、「利用者」を「署名利用者」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「当該利用者が」を「当該署名利用者が」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「当該利用者に係る」を「当該署名利用者の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置で、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同じの者であることを証明するものであって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

3 この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。
第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であって、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 署名認証業務

第三条の見出しを「（署名用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書（利用者署名検証符号が当該利用者に係る）」を「署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者の）」に改め、同条第三項中「利用者確認」を「署名利用者確認」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 住所都市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項において同じ。）その他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

第三条第五項中「住所都市町村長は」の下に「、前項の規定による記録をしたときは」を加え、「利用者確認をした」を「当該」

に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第六項中「都道府県知事は」を「機構は」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条の前に次の款名を付する。

(略)

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下この条において「旧公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書（以下この条において「電子証明書」という。）は前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により機構が発行した署名用電子証明書と、旧公的個人認証法第十四条に規定する発行者署名符号は新公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符号とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

2310 (略)

附 則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 二 (略)

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 (略)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づく

ものを除く。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第百七十一号）
政令第百七十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年三月二十六日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）（抄）

（適用範囲）

第三条 この規則は、関係行政機関に属する行政機関又は行政機関の長が告示で定めるところにより、関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人を所管する行政機関又は行政機関の長が告示で定めるところにより、当該公益法人の設立又は監督に関する手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第三条第一項の規定に基づき又は準じて電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該申請等が行われるべき行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき行政機関等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出しなければならない。

3 前二項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

4 法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項又は第二項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

5 共管申請等を行う者が、第一項又は第二項の規定に基づき、窓口行政機関の定めるところにより書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、当該窓口行政機関及び窓口以外の行政機関に提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

- 6 前項の規定により窓口行政機関に対して行われた共管申請等は、窓口行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該窓口行政機関及び窓口以外の行政機関に到達したものとみなす。
- 7 関係行政機関に属する行政機関は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに法令（法律及び政令を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、当該関係行政機関に属する行政機関が定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。
- 8 第一項の規定により申請等を行った者が手数料を納付するときは、当該申請等を行ったことにより得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。
- 9 第一項の規定により申請等を行った者が法令（法律及び政令を除く。）の規定により収入印紙をもって納付しなければならないとき、
れている手数料を納付するときは、当該手数料を収入印紙をもって納付しなければならないとする規定にかかわらず、当該手数料を現金で納付することができる。

○防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令（平成二十年防衛省令第十一号）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

防衛大臣 浜田 靖一

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十九年内閣府令第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。